

内灘町障害者活躍推進計画

機関名	内灘町（町長部局）
任命権者	内灘町長
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>令和7年6月1日現在の実雇用率は3.18%であり、国が定める法定雇用率（2.8%）を満たしている状況である。</p> <p>しかしながら、令和8年7月には法定雇用率が3.0%に引き上げられることから、法定雇用率を下回らないよう、今後も、積極的に採用を行うとともに職員の定着に取り組む必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>各年度において、6月1日時点の法定雇用率以上。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、定着状況を把握。</p>
③キャリア形成に関する目標	<p>障害者が担当する職務の拡大。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年度、人事記録等を元に把握。</p>
取組内容	
（1）障害者の活躍を推進する体制整備	
①組織面	<p>○障害者雇用推進者として、総務課担当課長を選任する（令和5年7月に選任済）。</p> <p>○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、総務課人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関（公共職業安定所、障害者が利用している支援機関等）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p> <p>○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。</p>
②人材面	<p>○障害者が配属されている部署の職員を中心に、石川労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。</p>

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○新規採用時又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
①職務環境	○新規に採用した障害者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に措置を講じる。 なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
②募集・採用	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
③働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
④キャリア形成	○障害者である本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(4) その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。